

(写)

陳情第146号

新型コロナワクチン接種後の遷延する副反応症状を訴える方に対する専用の相談窓口設置に関する陳情

令和4年6月27日 受理 新型コロナウイルス感染症対策  
令和4年8月1日 付託 調査特別委員会

提出者

札幌市白石区平和通10丁目北12番8号  
札幌有志市民の会

代表者 代表 安田 修

札幌市白石区平和通10丁目北12番8号

新型コロナワクチン後遺症被害者の会

代表者 代表 安田 修

(要 旨)

新型コロナワクチン接種後に遷延する体調不良を訴える人たちの相談について対応が可能な専用の窓口体制を緊急に構築してください。

(理 由)

(1) 大規模接種会場で新型コロナワクチン接種を受けた場合や、かかりつけの医療機関がないなど、症状があってもどこにも相談ができずに不安を抱えている方がいます。

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種に用いることとなったワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）接種後の副反応を疑う症状に対して、「新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築について」（令和3年2月1日付け健健発0201第2号厚生労働省 健康局健康課長通知。以下「令和3年2月通知」という。）に基づき当該症状とワクチンとの因果関係の有無にかかわらず、受診を希望される方が迅速に必要な医療機関を受診できるよう、速やかに診療体制を構築してください。

(2) ワクチン接種後に体調を崩し、かかりつけの病院に問い合わせても適切な処置がされずに、病院を“たらい回し”にされる2次被害を受けている患者さんがいます。この度、構築する体制では相談窓口においては医師または看護師が直接相談に応じ、2次被害の起らぬよう専門的な医療機関の診療へスムーズにつながる体制で構築してください。

(3) 対応していただける専門的な医療機関の名称を札幌市ホームページにわかりやすく公表してください。